

教育旅行補助事業のご案内〔岩手県 田野畠村〕

岩手県田野畠村では、震災体験の伝承や農山漁村体験の提供を推進するため、本村への教育旅行を学校へ企画提案し、手配された

『旅行代理店様への支援制度』

を実施いたします。



教育旅行で田野畠村を訪れ、村内に1泊以上の宿泊または民泊体験を実施する教育旅行を手配された旅行代理店様に対し、生徒又は児童と引率の学校関係者 1泊/1人あたり2,000円を助成します。

**充実の体験プログラムとホスピタリティで
学校様の期待に応えます。
是非、この支援制度を企画や手配に活用してください。**

受給の条件

次のすべての条件を満たすことで受給ができます。

- 1 田野畠村を訪れる教育旅行企画を提案し、旅行手配をする旅行代理店様。
- 2 田野畠村内に1泊以上の宿泊または民泊体験を実施すること。
- 3 同じ旅行において、田野畠村から他の補助金等の交付又は減免の措置を受けていないこと。

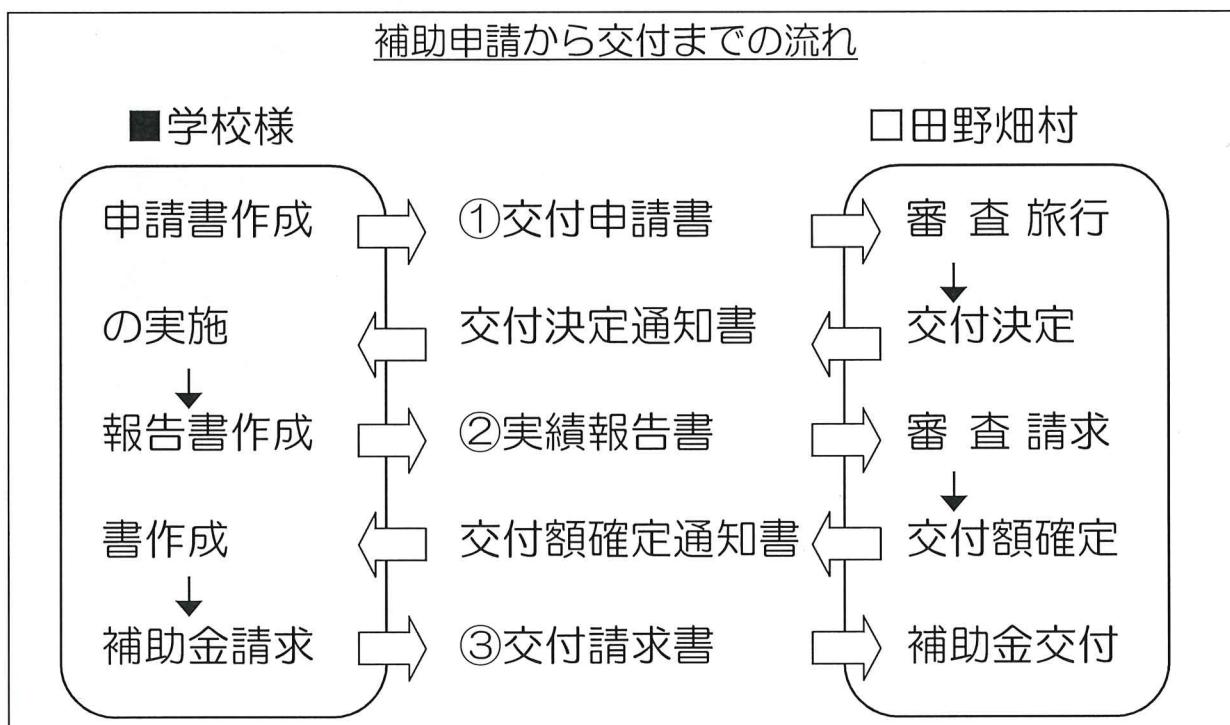
教育旅行補助事業のご案内〔岩手県 田野畠村〕

『旅行代理店様への支援制度』を実施いたします。

教育旅行で田野畠村を訪れ、村内に1泊以上の宿泊または民泊体験を実施する教育旅行を手配された旅行代理店様に対し、生徒又は児童と引率の学校関係者 1泊/1人あたり2,000円を助成します。

受給の条件 次の全ての条件を満たすことで受給ができます。

- 1 田野畠村を訪れる教育旅行企画を提案し、旅行手配をする旅行代理店様。
- 2 田野畠村内に1泊以上の宿泊または民泊体験を実施すること。
- 3 同じ旅行において、田野畠村から他の補助金等の交付又は減免の措置を受けていないこと。



■補助金の申請

①交付申請書(様式第1号)に実施計画書(様式第2号)と行程等が記載された書類(様式任意)を添付して、旅行実施の30日前までに村へ提出します。

■実施後の実績報告

②実績報告書(様式第4号)に実施実績書(様式第2号)、宿泊施設利用証明書(様式第5号)を添付して、旅行実施後15日以内に村へ提出します。

■補助金の請求

③交付請求書(様式第7号)を村へ提出します。

お問い合わせ・申し込み先 田野畠村役場 政策推進課

(TEL) 0194-34-2111 (FAX) 0194-34-2632

HP <http://www.vill.tanohata.iwate.jp>

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畠村田野畠 143 番地1